

令和7年度（令和6年度分） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高根沢町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	120.7%
全職員	82.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	94.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.1%
31～35年	91.8%
26～30年	90.4%
21～25年	88.8%
16～20年	91.7%
11～15年	79.4%
6～10年	86.3%
1～5年	93.1%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については該当する職員がいないため記載なし。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたりの勤務時間が20時間未満の者については対象に含まない。
- ・勤続年数別36年以上において給与の差異が大きい要因は、女性職員が管理監督職勤務上限年齢到達による降任等があったためである。
- ・勤続年数別11～15年において給与の差異が大きい要因は、育児休業や部分休業により給与の一部が減額となっている女性職員がこの年代に集中しているためである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和6年度
管理的地位にある職員	5.6%